

新宿区障害者グループホーム支援事業実施要綱

平成19年5月22日 19新福障経第306号 福祉部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）及び新宿区知的障害者グループホーム援護事業実施要綱（昭和62年62新原福祉第698号）第2条に規定する知的障害者グループホーム（以下「法外グループホーム」という。）の安定的な運営を図るため、必要な支援事業を区長が行うことを目的とする。

(種類)

第2条 グループホームを次のとおり分類する。

- (1) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）
法第36条第1項に基づき東京都知事または八王子市長（以下「知事等」という。）による指定を受けたグループホームのうち、別表1に定める基準を満たし、東京都福祉保健局長（以下「局長」という。）が通過型として指定したグループホーム。
- (2) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）
法第36条第1項に基づき知事等の指定を受けたグループホームのうち、前号の指定を受けていないグループホーム。

(支援事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運営費の助成
グループホームの運営を支援するための費用を助成する。
- (2) 夜間支援体制に対する助成
グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の費用を助成する。
- (3) グループホームに対する施設借上費等の助成
グループホームの運営を支援し、入居者の負担を軽減するための費用を助成する。
- (4) グループホームの入居者に対する家賃助成
グループホームの入居者が支払った家賃の一部を助成する。
- (5) 区内通過型に対する助成
区内に所在する通過型の運営を支援するための費用を助成する。
- (6) 開設準備経費の助成
区内において、グループホームに供するための共同生活住居（主たる対象が精神障害に限る。）を新設又は増設（グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置。）するために必要となる経費を助成する。
主たる対象が知的障害のグループホームについては別に定める。

(運営費の助成)

第4条 運営費の助成は、次のとおり行うものとする。

- (1) 運営費の額は、別表2の運営費等の項に掲げる日額単価に次号に掲げる支援を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額から国給付費額（受託居宅介護サービス費、夜間支援等体制加算（Ⅰ）、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、福祉・介護職員処遇改善加算分及び福祉・介護職員処遇改善特別加算分を除く。）を除いた額とする。
 - (2) 基準日数として算定できる日は、入居者に対して次に掲げる支援を行った日とする。
なお、これらの支援を行う旨が予め個別支援計画に記載してあること。
 - ア 日常生活支援
 - イ 食事提供支援
 - ウ 介護等支援
 - エ 入院時における病院等との連絡調整等支援
 - オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
 - カ その他入所者に対する支援
- 2 運営費の助成の算定対象者は、区が支給決定した障害者（以下「区支給決定障害者」という。）とする。

（夜間支援体制に対する助成）

第5条 夜間支援体制に対する助成等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 夜間支援体制に対する助成に係る加算の額は、別表2の運営費等の項に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額から国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）または夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を除いた額とする。
 - (2) 夜間支援体制の助成の対象となるグループホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）第15条の1の5の注1または注2に規定する体制を確保している旨の認定を局長から得ているグループホームとする。
- 2 夜間支援体制の助成の算定対象者は、区支給決定障害者とする。

（グループホームに対する施設借上費等の助成）

第6条 グループホームに対する施設借上費等の助成は、次のとおり行うものとする。

- (1) 施設借上費として、入居中の居室の家賃、更新料及び礼金（ただし、入居者が生活保護による住宅扶助を受けている場合は、その額を除いた額。）について、別表2の施設借上費等の項に掲げる額を上限として助成するものとする。
なお、入居者が入院したときは、区とグループホームの管理者と協議のうえ、助成するものとする。
 - (2) 通過型加算として、別表2の施設借上費等の項に掲げる日額単価に第4条に定める基準日数を乗じて得た額を助成するものとする。
- 2 グループホームに対する施設借上費等の助成の算定対象者は、区支給決定障害者とする（ただし施設借上費等の助成の算定対象者は、精神障害者又は通過型の入居者に限る。）。

（グループホームの入居者に対する家賃助成）

第7条 区長は、グループホーム及び法外グループホームの入居者（ただし、生活保護による住宅扶助を受けている者を除く）の所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を別

表2の基準により助成することができる。

2 家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

3 前項の申請書を受理した区長は、当該助成の決定または却下の決定を行い、家賃助成（変更）決定通知書（第2号様式）または家賃助成却下通知書（第2号の2様式）により当該申請を行った入居者あてに通知するものとする。なお、当該助成の決定の内容に影響を与える家賃助成申請内容に変更が生じたときは、家賃助成変更申請書（第1号の2様式）により区長に申請するものとする。

4 家賃助成変更申請書が提出されたとき又は次に掲げる場合に該当することにより前項の規定による助成の決定の内容に変更があるときは、当該変更に係る受給対象障害者等に対し、家賃助成（変更）決定通知書により通知するものとする。

(1) 対象者の課税（収入）状況に変更が生じたとき。

(2) 対象者の居所の家賃に変更が生じたとき。

(3) その他当該助成決定の内容を変更する事由が生じたとき。

5 区長は、当該助成を受けている者の受給資格が消滅したときは、家賃助成資格喪失通知書（第3号様式）によりその者（その者が死亡した場合にあっては、その者の親族等）に通知する。

6 グループホームの入居者に対する家賃助成の算定対象者は、区支給決定障害者とする（ただし、精神障害者又は通過型の入居者を除く。）。

（区内通過型に対する助成）

第8条 区長は区内に所在する通過型の運営を支援するための費用を助成することができる。

2 前項の区内通過型に対する助成に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（開設準備経費）

第9条 区長は、主たる対象を精神障害者とするグループホームが区内に新たに開設されるときは、当該グループホームに対して、別表2の開設準備経費の項に掲げる額を上限として開設に伴う経費の一部を助成することができる。

2 前項の開設準備経費の助成に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（請求書等）

第10条 第4条、第5条及び第6条に基づく助成金を請求するときは、次に掲げる様式により区長に請求するものとする。

(1) グループホーム加算額請求書（第4号様式）

(2) グループホーム加算額明細書（第5号様式）

2 前項の請求は、月単位で行うものとする。

3 区長は、第1項の請求があったときは、当該請求を審査の上、速やかに支払うものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱の制定に伴い、下記の掲げる要綱は、平成19年3月31日をもって廃止する。

(1) 新宿区知的障害者グループホーム等家賃助成事業実施要綱（平成16年15新福障2210号）

(2) 新宿区知的障害者共同生活介護事業及び共同生活援助事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の額の加算に関する要綱（平成 18 年 11 月 17 日 18 新障経第 1403 号）

附 則 （平成 21 年 8 月 25 日付 21 新福障経第 758 号部長決定）
この要綱は、決定の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 21 年 9 月 30 日付 21 新福障経第 942 号部長決定）
この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 3 月 25 日付 21 新福障経第 2021 号部長決定）
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 3 月 31 日付 22 新福障相第 4358 号部長決定）
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 9 月 30 日付 23 新福障支第 432 号部長決定）
この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 30 日付 23 新福障支第 2298 号課長決定）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 1 日 24 新福障経第 2035 号部長決定）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 3 月 19 日 24 新福障経第 2170 号部長決定）
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 5 月 20 日 26 新福障経第 431 号部長決定）
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 3 月 10 日 26 新福障経第 2209 号部長決定）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 27 年 4 月 1 日 27 新福障経第 66 号部長決定）
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 3 月 25 日 27 新福障経第 2253 号部長決定）
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。